

# 第1章

## 良好な景観の形成に向けた 届出制度について

- 1-1. 届出が必要な行為と規模
- 1-2. 景観条例に基づく届出の流れ  
(指導・勧告・変更命令の流れ含む)



## 1-1. 届出が必要な行為と規模

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

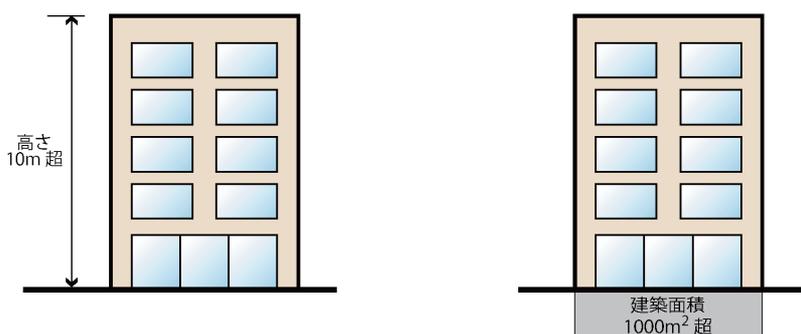
## (1) 届出対象行為

景観計画区域内の一般地区においては、次に掲げる行為を行おうとする場合、届出が必要となります。また届出した内容を変更する場合も同様の変更の届出が必要です。

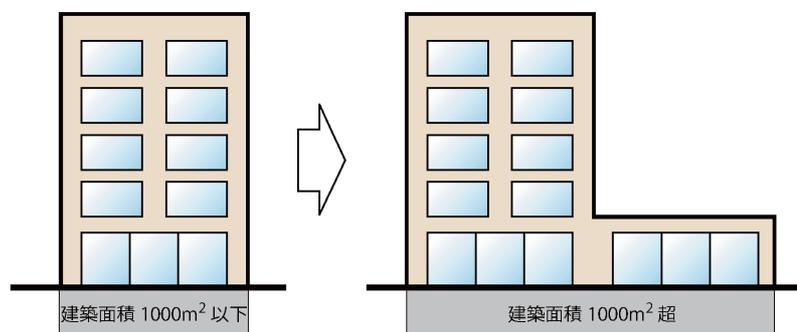
1

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

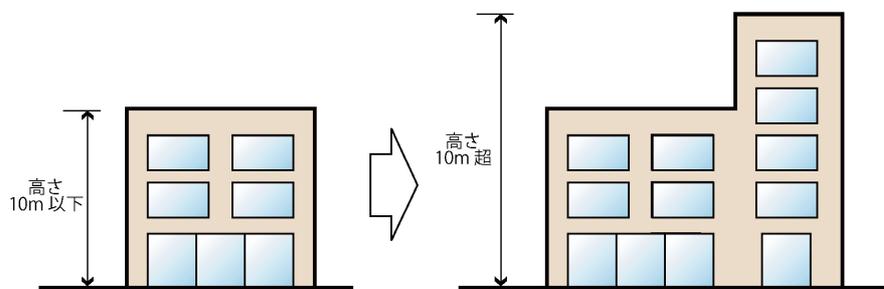
高さ10mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるものの新築



増築後の建築面積が1,000㎡を超える場合(増築部分の面積が10㎡超の場合に限る)



増築後の高さが10mを超える場合(増築部分の面積が10㎡超の場合に限る)



※対象外となる行為もあります(9頁参照)。

参考資料

1-1 届出が必要な  
行為と規模

1-2 景観条例に基づき  
届出の流れ

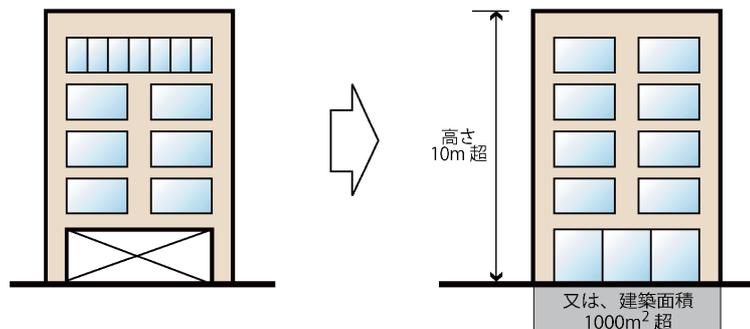
2-1 景観形成基準  
(一般地区)

2-2 景観形成基準  
の解説

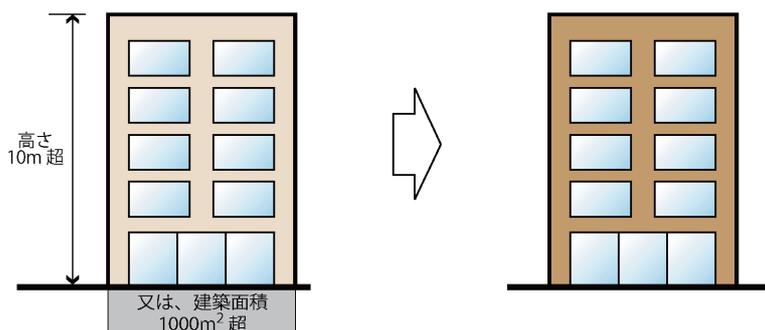
1

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

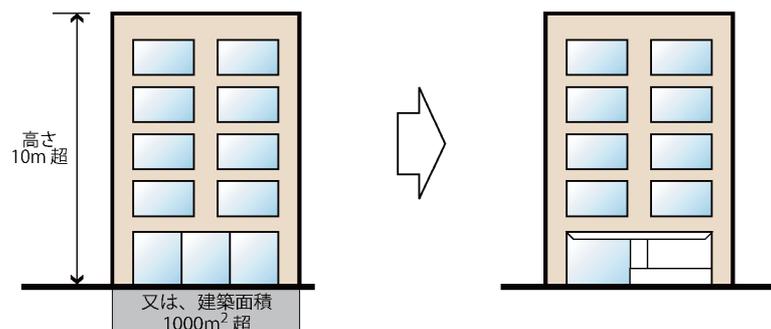
高さ10mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超える改築・移転をする場合（改築については、外観を変更する部分が10㎡超の場合に限る）



高さ10mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超える建築物の色彩の変更を行い、外観を変更する場合（変更部分の面積が10㎡超の場合に限る）



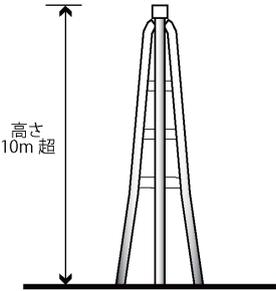
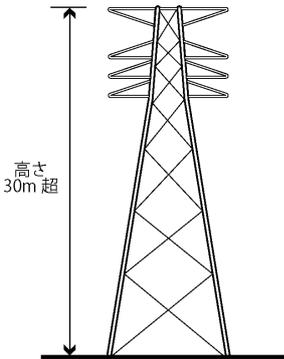
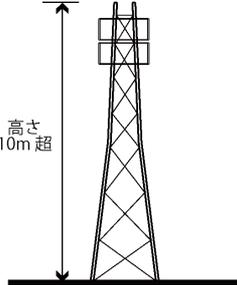
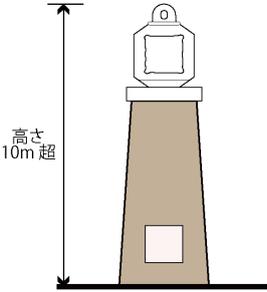
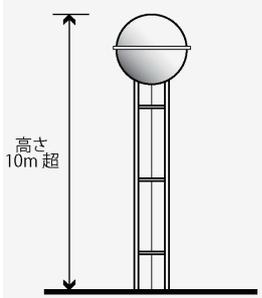
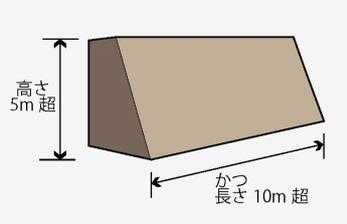
高さ10mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超える建築物の修繕を行い、外観を変更する場合（変更部分の面積が10㎡超の場合に限る）



参考資料

2

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

<p>ア(松阪市景観規則第2条第1号)</p>	<p>イ(松阪市景観規則第2条第2号)</p>	<p>ウ(松阪市景観規則第2条第3号)</p>
<p>煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもので高さ10mを超えるもの</p> 	<p>架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので高さ30mを超えるもの</p> 	<p>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので高さ10mを超えるもの</p> 
<p>エ(松阪市景観規則第2条第4号)</p>	<p>オ(松阪市景観規則第2条第5号)</p>	<p>カ(松阪市景観規則第2条第6号)</p>
<p>装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）で高さ10mを超えるもの</p> 	<p>高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもので高さ10mを超えるもの</p> 	<p>擁壁、さく、塀で高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの</p> 

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

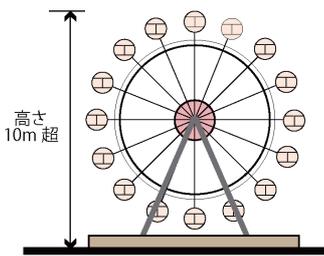
2-2 景観形成基準の解説

2

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

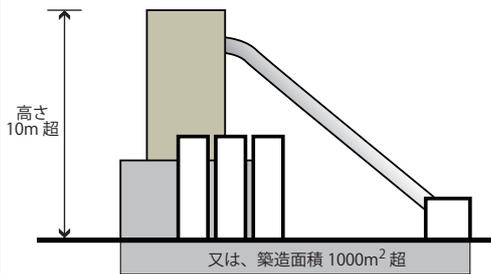
キ(松阪市景観規則第2条第7号)

ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設で高さ10mを超えるもの



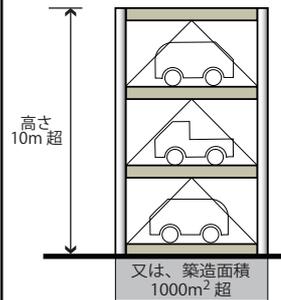
ク(松阪市景観規則第2条第8号)

アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物で高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの



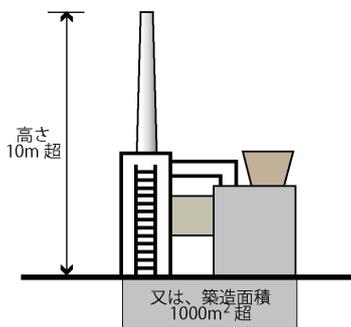
ケ(松阪市景観規則第2条第9号)

自動車車庫の用途に供する工作物で高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの



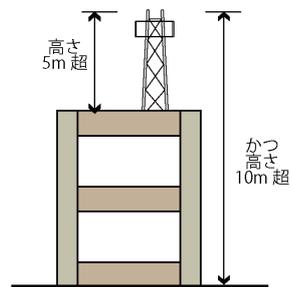
コ(松阪市景観規則第2条第10号)

汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理の用途に供する工作物で高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの



サ(松阪市景観規則第2条第11号)

アからコに掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもので、建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ5mを超え、かつ、高さ10mを超えるもの(イに掲げるものにあつては30mを越えるもの)



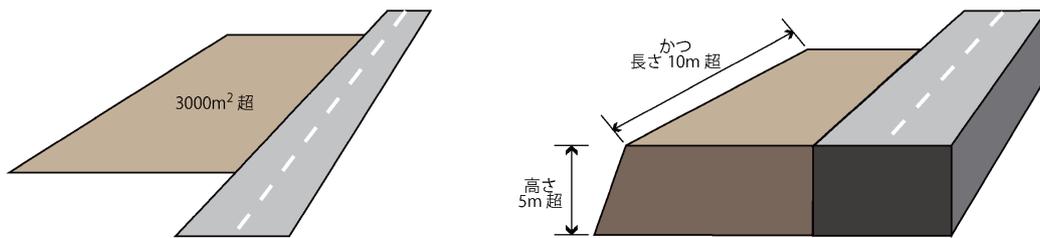
シ (松阪市景観規則第2条第12号)

その他の工作物で、高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの

参考資料

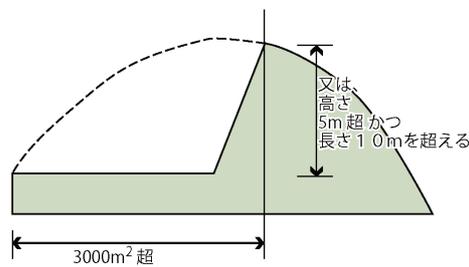
**3** 開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)

行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの



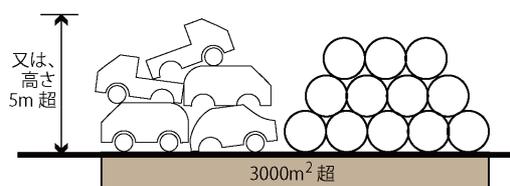
**4** 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの



**5** 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、その高さが5mを超えるもの



1-1 届出が必要な行為と規模

## (2) 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為については、「(1)届出対象行為」に該当する場合でも、届出の対象外となります。

### ① 建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

届出の対象外となる行為	根拠条項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	景観法施行令第8条第1号
建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条
仮設の建築物の新築等	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条
工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条
仮設の工作物の建設等	景観法施行令第8条第2号
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第6条

### ② 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

届出の対象外となる許可・認可・届出を受けた行為	根拠条項
文化財保護法第43条第1項、第125条第1項、第81条第1項、第167条第1項第六号、第168条第1項第一号、文化財保護法施行令第4条第2項、第5項	景観法施行令第10条第3号
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	景観法施行令第10条第4号
森林法第10条の2第1項、第34条第2項	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第7条
自然公園法第9条各項、第10条各項、第13条第3項、第14条第3項、第56条第1項	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第7条
砂利採取法第16条の許可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第7条
三重県立自然公園条例第9条第1～3項	松阪市景観条例第11条 松阪市景観規則第7条

※その他、景観法第16条第7項により届出の対象外となる行為が定められています。

1-2 景観条例に基づき届出の流れ

2-1 景観形成基準（一般地区）

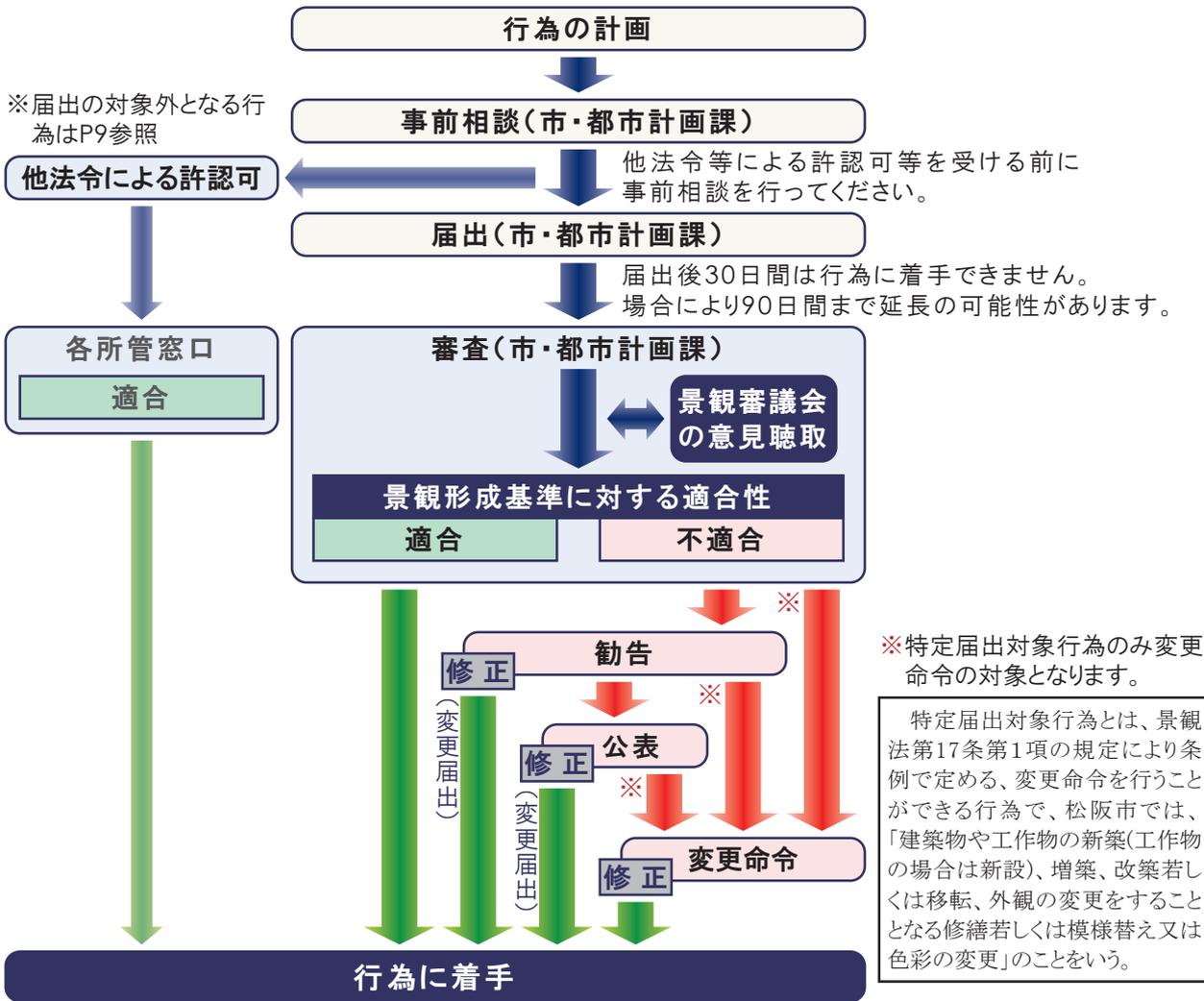
2-2 景観形成基準の解説

参考資料

# 1-2. 景観条例に基づく届出の流れ(指導・勧告・変更命令の流れ含む)

## 届出の流れ

松阪市景観計画に係る届出の流れは、以下のとおりです。  
 行為の届出にあたり、本市では、その前に事前相談を義務づけています。  
 これは、行為の内容を事前に「景観形成基準チェックシート」等により、事業者や設計者等が自らチェックして頂き、事前に相談を行いながら、行為に問題がないか確認をしておくものです。事前相談の段階で景観形成基準に関して支障がなければ、行為の届出以降、着手制限の期間が短縮されます。  
 また、本市においては、景観審議会制度を運用しており、大規模な行為で地域の景観に大きく影響を与えることが予想される場合や、周辺の景観への配慮の方法について、窓口で判断が難しい場合は、専門有識者等で構成される景観審議会に諮問する場合があります。  
 勧告に従わない場合、公表や変更命令を行います。また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります(景観法第102条第1号)。また、変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります(景観法第101条第1号)。



**届出の受付窓口**

松阪市建設部 都市計画課 景観係 (松阪市役所2階)

住所 〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-8184

E-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

様式等のダウンロード <http://www.city.matsusaka.mie.jp/toshi/index.htm>

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

参考資料

